

印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の勤務時間 及び休日並びに休暇に関する規程

平成7年6月30日

水道企業部管理規程第1号

平成9年3月27日水企管規程第1号 平成9年5月30日水企管規程第4号
平成10年3月28日水企管規程第2号 平成12年4月1日水企管規程第1号
平成13年3月27日水企管規程第2号 平成14年3月11日水企管規程第1号
平成15年3月5日水企管規程第1号 平成16年3月24日水企管規程第5号
平成17年6月30日水企管規程第3号 平成17年11月18日水企管規程第5号
平成19年7月1日水企管規程第6号

(趣旨)

第1条 この管理規程は、印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の勤務時間及び休日並びに休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第2条 この管理規程において「職員」とは、印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の職の設置に関する規程（昭和56年印旛郡市広域市町村圏事務組合規程第2号）第2条に規定する職員をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とする。

2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、管理者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、短時間勤務職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 月曜日から金曜日までの5日間において割り振る勤務時間は、1日につき8時間とする。ただし、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第5条 管理者は、職員に前条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り(以下この条において「週休日の振替」という。)、又は当該期間内にある勤務日(4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。)の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること(以下この条において「半日勤務時間の割振変更」という。)がある。

2 週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行つた後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、前条第2項又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)が引き続き24日を超えないようにするものとする。

3 半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行うものとする。

4 管理者は、週休日の振替等を行つた場合には、週休日振替等通知書(別記第1号様式)により、職員に対し速やかにその内容を通知するものとする。

(勤務時間)

第6条 職員の勤務時間は、週休日を除き午前8時30分から午後5時30分までとする。

(休憩時間)

第7条 職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

2 管理者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、職員からの申し出により、次の各号に掲げる場合に該当する事由があり、かつ、公務の運営に支障がな

いと認められるときは、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)のある職員が当該子を養育する場合

(2) 第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員が要介護者を介護する場合

3 管理者は、次の各号に該当する職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、第1項の休憩時間を一斉に与えないことができる。

(1) 交代制により勤務させる場合

(2) 計器監視その他危害防止に必要な業務に従事させる場合

(3) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が別に定める場合

(短時間勤務職員の始業時間等)

第8条 短時間勤務職員の始業時間、終業時間及び休憩時間については、管理者が別に定める。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第9条 管理者は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「法」という。)第33条第1項に規定する理由に該当する場合又は法第36条に規定する協定を締結した場合若しくは法第41条第2号及び第3号に該当する職員に係る場合は、法第32条及び第35条の規定にかかわらず、勤務時間を延長し、又は週休日若しくは休日に職員を勤務させることがある。

2 管理者は、前項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮してこれを行うものとする。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規程で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規程

で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規程で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合の勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。

- 3 前2項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規程で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者(第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下この項において同じ。)のある職員(ただし、規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規程で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が規程で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者(第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下この項において同じ。)のある職員(ただし、規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が規程で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(休日)

第10条 休日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)とする。

- 2 休日が週休日と重複するときは、その日は週休日とみなす。

(休日の代休日)

第11条 管理者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この条及び第22条において「休日」と総称する。)である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた

場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)を指定することがある。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
- 3 管理者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。
- 4 代休日の指定は、代休日指定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(休暇の種類)

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇とする。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で定める日数)
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し、20日を超えない範囲内で第13条の2及び第13条の3で定める日数
- (3) 当該年の前年において管理者の事務局の職員(印旛郡市広域市町村圏事務組合組織条例(昭和47年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号)第1条に規定する事務局に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。)、印旛郡市広域市町村圏事務組合以外の地方公共団体の職員、国家公務員又はその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に使用される者(以下この号において「管理者の事務局の職員等」という。)であつたものであつて引き続き当該年に新たに職員となつたもの及び当該年の前年において職員であつたものであつて引き続き当該年において管理者の事務局の職員等になり引き続き再び職員となつたもの 管理者の事務局の職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規定で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で第13条の4で定める日数

- 2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、第13条の7で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 年次有給休暇の単位は、1日又は半日(短時間勤務職員にあつては、1日)とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員(以下「非同一型短時間勤務職員」という。)の年次有給休暇の単位は、1時間とする。
- 5 管理者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることがある。

第13条の2 第13条第1項第2号の規定で定める日数は、短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員(以下「同一型短時間勤務職員」という。)にあつては、20日に1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数とし、非同一型短時間勤務職員にあつては、160時間に第3条第2項の規定により定められた短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の同項の規定により定められた4週間を超えない期間における勤務時間を当該期間におけるその者の第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間(以下「1日の平均勤務時間」という。)を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が当該年の末日において労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定を適用した場合に付与すべきものとされている日数を下回る場合は、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第13条の3 第13条第1項第2号の規定で定める日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 当該年の中途において新たに職員となるもの(次号に掲げる職員を除く。)
その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数)(次号及び第13条の4において「基本日数」という。)とする。
- (2) 当該年において管理者の事務局の職員等(第13条第1項第3号に規定する管理者の事務局の職員等をいう。以下この条において同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 管理者の事務局の職員等となった日において新た

に職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)である者のうち、管理者の事務局の職員等であった者であって引き続き新たに短時間勤務職員となったもの又は短時間勤務職員に相当する管理者の事務局の職員等であった者であって引き続き新たに職員となったものである場合にあっては、これら以外の再任用職員との均衡等を考慮し、管理者が別に定める日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数))

第13条の4 第13条第1項第3号の規定で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数))とする。

第13条の5 第13条の3第2号に掲げる職員及び前条の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、管理者が別に定める日数とする。

第13条の6 第13条の2から前条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用後の勤務(以下「再任用後の勤務」という。)が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該再任用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第13条の7 第13条第2項の規定で定める日数は、一の年における年次有給休暇の残日数が20日を超えない職員にあっては当該残日数、20日を超える職員にあっては20日とする。ただし、非同一型短時間勤務職員が同項の規定により当該年の年次有給休暇を翌年に繰り越す場合は、第13条の2から前条までの規定により付与された日数に1日の平均勤務時間を乗じて得た時間数から当該年において使用した年次有

給休暇の時間数を減じて得た時間数を、当該年の1日の平均勤務時間で除して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)とする。

(療養休暇)

第14条 療養休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合における休暇とする。

2 療養休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。ただし、結核性疾患による場合にあっては、次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める期間の範囲内の期間とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 1年
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 2年
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 2年4月
- (4) 勤続期間3年以上4年未満の者 2年8月
- (5) 勤続期間4年以上の者 3年

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とする。この場合において、その期間は当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間
 - イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災地を支援する活動

ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて管理者が定めるものにおける活動

ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

- (5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間
- (6) 女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合において申し出たとき 2日を超えない範囲内で申し出た期間
- (7) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が受ける母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (8) 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (9) 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
- (10) 生後満1年6月に達しない生児を育てる職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合(当該職員以外の当該生児の親が、当該必要と認められる授乳等を行うことができる場合を除く。) 1日2回それぞれ45分以内の期間
- (11) 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産当日から2週間以内において2日の範囲内の期間
- (12) 出生から1歳に達する日までの期間にある子、1歳の誕生日から2歳に達する日までの期間にある子又は2歳の誕生日から3歳に達する日までの期間にある子を有する職員が、その子(該当する子が複数いる場合は、最も出生の遅い子)を育児するために必要と認められる場合 5日の範囲内の期間

- (13) 小学校の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日の範囲内の期間
- (14) 職員の親族(別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
- (15) 職員が配偶者、父母又は子の追悼のための特別な行事(配偶者、父母又は子の死亡後管理者の定める年数内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間
- (16) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間内における8日(短時間勤務職員にあつては、3日)
- (17) 次に掲げる職員が、心身の活力の維持及び増進のために勤務しないことが相当であると認められる場合 管理者が定める期間内において、それぞれ次に掲げる日数の範囲内の期間
- ア 勤務期間が15年に達した職員 1日
 - イ 勤務期間が20年に達した職員 2日
 - ウ 勤務期間が25年に達した職員 2日
 - エ 勤務期間が30年に達した職員 3日
 - オ 勤務期間が35年に達した職員 3日
- (18) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく交通の制限又は遮断の場合 必要と認められる期間
- (19) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (20) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (21) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は破壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認

められるとき 7日の範囲内の期間

(22) 前各号に掲げられるもののほか、あらかじめ管理者が定めるもの 管理者が承認した期間

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が次の各号に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母

(2) 次に掲げるものであつて職員と同居している者

ア 祖父母、兄弟姉妹及び孫

イ 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

ウ 祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、孫の配偶者及び配偶者の孫

2 介護休暇の期間及びその態様は、一の維持する状態ごとに連続する6月の期間内において認められる期間とする。

3 介護休暇の単位は1日又は1時間とする。

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

(療養休暇、特別休暇の請求等)

第17条 療養休暇、特別休暇(第15条第6号、第8号、第9号及び第10号に掲げる休暇を除く。以下次条において同じ。)を受けようとする職員は、あらかじめ別に定める手続きにより管理者に請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員が病気、災害その他やむを得ない事情により、あらかじめ承認を受けることができなかつたときは、当該事由が止んだ後速やかに当該事由を付して事後に承認を求めることができる。

3 第15条第6号、第8号及び第10号に掲げる事由に該当することとなつた女性職員は、別に定める手続きにより、管理者にその旨を速やかに申し出るものとする。

4 第15条第9号に掲げる事由に該当することとなつた女性職員は、別に定める手続きにより、管理者にその旨を速やかに届け出るものとする。

(療養休暇、特別休暇の承認)

第18条 管理者は、前条の規定による療養休暇、特別休暇の請求について、第14条に

定める場合又は第15条に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達成することができると思われる場合は、この限りではない。

(介護休暇の請求)

第19条 介護休暇を受けようとする職員は、当該休暇を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに、別に定める手続きにより管理者に請求しなければならない。

2 前項の場合において、当該年度において初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

(介護休暇の承認)

第20条 管理者は、前条の規定による介護休暇の請求について、第16条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りではない。

(休暇の承認の決定等)

策21条 第17条第1項又は第19条第1項の請求があつた場合においては、管理者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行つた職員に対して当該決定を通知するものとする。

2 管理者は、療養休暇、特別休暇又は介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることがある。

(休暇の計算)

第22条 1時間を単位として与えられた休暇(非同一型短時間勤務職員にあつては、年次有給休暇を除く。)を日に換算する場合は、8時間(同一型短時間勤務職員にあつては当該職員の勤務日の1日当たりの勤務時間、非同一型短時間勤務職員にあつては当該職員の1日の平均勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間))をもつて1日とする。

2 週休日、休日又は代休日をはさんで年次有給休暇を与えられた場合は、週休日、休日又は代休日は、年次有給休暇として取り扱わない。

3 療養休暇、特別休暇及び介護休暇の期間の日数、週数、月数及び年数には、週休日、休日及び代休日を含むものとする。

4 労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり再任用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる再任用職員の療養休暇、特別

休暇、介護休暇及び組合休暇の日数及び期間の計算においては、再任用後の勤務と退職以前の勤務は継続しているものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成7年7月1日から施行する。
(印旛都市広域市町村圏事務組合企業職員の勤務時間及び休日並びに休暇に関する規程の廃止)
- 2 印旛都市広域市町村圏事務組合企業職員の勤務時間及び休日並びに休暇に関する規程(昭和56年印旛都市広域市町村圏事務組合訓令第4号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この管理規程の施行の際現に廃止前の印旛都市広域市町村圏事務組合企業職員の勤務時間及び休日並びに休暇に関する規程(以下「廃止前の規程」という。)第2条第2項の規定により月曜日から金曜日まで5日間において勤務時間が割り振られている職員について定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ第4条第1項及び第2項の規定により管理者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとはみなす。
- 4 この管理規程の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について、廃止前の規程第2条第4項の規定により定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ第4条第3項の規定により管理者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとはみなす。
- 5 前2項の規定が適用される職員について、廃止前の規程第3条の規定により定められている休憩時間については、第7条に規定する休憩時間とみなす。
- 6 この管理規程の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成7年における年次有給休暇の日数については、第13条第1項の規定にかかわらず、廃止前の規程第8条第1項に規定する年次休暇の残日数とする。
- 7 この管理規程の施行の際現に廃止前の規程第8条第2項の規定により職員が請求している年次休暇の時季については、第13条第3項の規定により請求したものとみなす。
- 8 この管理規程の施行の際現に廃止前の規程第7条の規定により管理者の承認を受けている休暇については、第18条の規定により管理者が承認したものとみなす。
- 9 この管理規程の施行の前日に使用された廃止前の規程第10条第6号又は第10号の特別休暇であつて、同一の事由について第15条第10号又は第11号に掲げる場合に該

当することとなるものについては、それぞれ同条第10号又は第11号の特別休暇として既に使用されたものとみなす。

附 則(平成9年3月27日水企管規程第1号)

この管理規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年5月30日水企管規程第4号)

この管理規程は、平成9年6月8日から施行する。

附 則(平成10年3月28日水企管規程第2号)

この管理規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日水企管規程第1号)

この管理規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日水企管規程第2号)

この管理規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月11日水企管規程第1号)

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月5日水企管規程第1号)

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月24日水企管規程第5号)

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月30日水企管規程第3号)

この管理規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成17年11月18日水企管規程第5号)

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年7月1日水企管規程第6号)

この管理規程は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第13条第 1 項第 2 号)

在 職 期 間	年次有給休暇の日数
1 月に達するまでの期間	2 日
1 月を超え 2 月に達するまでの期間	3 日
2 月を超え 3 月に達するまでの期間	5 日
3 月を超え 4 月に達するまでの期間	7 日
4 月を超え 5 月に達するまでの期間	8 日
5 月を超え 6 月に達するまでの期間	10 日
6 月を超え 7 月に達するまでの期間	12 日
7 月を超え 8 月に達するまでの期間	13 日
8 月を超え 9 月に達するまでの期間	15 日
9 月を超え 10 月に達するまでの期間	17 日
10 月を超え 11 月に達するまでの期間	18 日
11 月を超え 1 年未満の期間	20 日

別表第 2 (第15条第14号)

親 族	日 数
配偶者	10日
父母	7日
子	7日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承認を受ける場合にあつては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承認を受ける場合にあつては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日
配偶者のおじ又はおば	1日

別記

第1号様式(第5条第4項)

週休日振替等通知書

所属	職	氏名
新たに勤務を命ずる日		振替等により週休日等となる日
年 月 日()		年 月 日()
命ずる勤務の内容	振替等前の勤務日との関係 1 同一の週 2 前4週間から後8週間の範囲内	
変更内容 1 週休日とする。 2 勤務時間等を下記のとおり変更する。		
変更後の勤務時間等 勤務時間 : ~ : 休憩時間 : ~ : 休息時間 : ~ : : ~ :	変更後の勤務時間等 勤務時間 : ~ : 休憩時間 : ~ : 休息時間 : ~ : : ~ :	
上記のとおり週休日(勤務時間)を振替え(割振り変更し)たので通知する。		
		年 月 日
所属長職氏名		印

別記

第2号様式(第11条第4項)

代 休 日 指 定 通 知 書

所属	職	氏名
勤務を命ずる休日		代 休 日
年 月 日()		年 月 日()
命ずる勤務の内容		勤務を命ずる休日と代休日との関係 <u>週間後の範囲内</u>
休日の勤務時間等 勤務時間 : ~ : 休憩時間 : ~ : 休息時間 : ~ : : ~ :		代休日指定前の勤務時間等 勤務時間 : ~ : 休憩時間 : ~ : 休息時間 : ~ : : ~ :
上記のとおり代休日の指定をしたので通知する。 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所属長職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>		